

# 世代間倫理における非同一性問題

——解決の不可能性と事後承認によるその無化——

池田 和弘

世代間倫理の論理構造をつきつめて考えた議論がパーフィットによる非同一性問題である。本稿は、その問題を詳述し、パーフィットが与えた解の成立条件を議論する。

パーフィットは個々の未来世代を超えた社会的な価値によって「より良い未来」を選択することを理由づけようとするが、それが解として成立するためには、現在世代とすべての未来世代がその社会的な価値を共有していることが条件になる。しかし、この条件が満たされるとは言えず、未来世代間の価値葛藤によって、問題の解決が再び不可能となる。

それを避けるためには、「すべての未来世代による価値の共有」という「強い条件」を、「結果的に存在した未来世代による価値の共有」という「より弱い条件」に替えて、再度個々の未来世代に定位する必要がある。結果的に存在した未来世代が現在世代の選択を事後的に承認することで、現在世代の選択は「より弱い条件」のもとで遡及的に理由が与えられ、同時に解決の不可能性は無化される。

## 1 はじめに

地球環境問題の深刻さが認知されるにつれて、未来世代への責任を求める声が日に日に強くなっている。経済学者の岩井克人は次のように述べている。

わが人類は不幸にも、〔所有権を設定することで共有地の悲劇を避けるという〕経済学者の論理が作動しえない共有地を抱えているのです。

それは「未来世代」の環境です。

地球温暖化が深刻であるのは、各国間の利害が対立しているからではありません。未来

と現在の二つの世代の間の利害が対立しているからなのです。未来世代を取り巻く自然環境が現在世代によって一方的に破壊されてしまうからです。(中略)

未来世代とは単なる他者ではありません。それは自分の権利を自分で行使できない本質的に無力な他者なのです。(中略)自己利益の追求を抑え、無力な他者の利益の実現に責任を持って行動することが要請されているのです。すなわち、「倫理」的な存在となることが要請されているのです。(岩井 [2001:13]、〔 〕部池田)

未来世代への責任が問われ始めたのは、決して最近のことではない。比較的近い時代を見て

も、少なくとも核兵器による地球の物理的破壊の危機が見え始めた第二次世界大戦以降には、未来世代への責任が必要であるという認識が世界全体に広がったとみてよいだろう。現在は全面核戦争の現実的危機が薄れるにつれて、地球環境問題との関連で未来世代への責任が問われることが多くなっている。地球環境問題といえば、京都議定書をめぐる国家間対立のように現在世代内での決定手続きが問題になることが多いが、岩井が述べているように、現在世代が未来世代にどのような環境を残すのかという現在世代と未来世代の関係の方が、現在世代内の決定手続きよりも優先される問題である。現在世代が未来世代にどのような環境を残すのかという時間的な問題がまずあって、それが現在世代内の決定手続きという空間的な問題を発生させるのである。決してその逆ではない。

事実、環境倫理学の入門書である加藤尚武による『環境倫理学のすすめ』の中では、環境倫理学の三つの主張として、自然の生存権の問題、地球全体主義と並んで、世代間倫理の問題（未来世代への責任）が挙げられており、環境倫理において世代間倫理は議論すべき主要な問題のひとつになっている（加藤 [1991:vi-vii,4-7]）。

しかし、未来世代への責任、すなわち世代間倫理は、決して環境倫理学だけが扱えばよい問題ではない。社会学が人々の関係（事実問題）とその望ましいあり方（規範問題）を扱う学問であるとしたら、現在世代と未来世代の関係とその望ましいあり方を問う世代間倫理は、本質的に社会的な主題である。そして、今日の国際社会が地球環境問題に対する解決策を強く要請されている現状において、世代間倫理の問題は社会学が今最も考えなくてはならない問題のひとつであると言っても過言ではない。

しかしながら、管見の限り、日本の社会学に

おいて世代間倫理の問題に正面から取り組んだ論文は佐藤俊樹 [1995] [2000] だけであり、この問題に対する探究はこれまでのところほとんど手つかずの状態にあると言わざるをえない<sup>12</sup>。

本稿はこのような現状を踏まえ、英米圏の倫理学において世代間倫理の論理構造をつきつめて考えた「非同一性問題」と呼ばれる議論を検討しながら、それとの関係で佐藤 [2000] をとりあげることにしたい。非同一性問題はD・パーフィットらによって1970年代から議論されており、今後世代間倫理を論じる際には避けて通ることのできない問題である<sup>3</sup>。非同一性問題がもたらす困難は根深い。後で詳しく論じることになるが、非同一性問題のもとでは、どのような環境を残しても未来世代の誰にとってもより悪い状態とは言えない、という常識的な判断とは相容れない結論が導き出される。パーフィットの論文よりも時間的に先行するシュワルツ (Schwartz [1978]) はこれを理由に、世代間倫理は現在世代内で相互に課された義務であり、その受益者は現在世代自身なのだと述べている。しかし、われわれが常識的に考える限り、世代間倫理は現在世代のためではなく、未来世代のためにより良い環境を残そうというものである。だとすれば、われわれはその常識的な判断がどのような論理によっているのか、非同一性問題を踏まえてその論理を説明しなくてはならない。

そのために、非同一性問題がどのような問題なのか、まずはそれを詳述することから始めて、その上で本稿はパーフィットが『理由と人格』(Parfit [1984=1998]) の第IV部「未来の世代」の中で展開している議論に注目したい。パーフィットはわれわれの常識的な判断を説明するために、非同一性問題に対して功利主義的な解を

与えようと試みている。ただし、本稿のような短い論稿ではその全体を検討の対象とすることはできないので、パーフィットの解の方向性だけを確認し、その中で解を見つけるための条件は何かという、より限定した問いにしぼって批判的に検討したい。

## 2 常識的な判断

地球環境問題に対する解決策は、行為決定や政策決定の際に環境を破壊しないような未来を選択することである。まず、そうした未来に向けた行為選択や政策選択の場において、われわれの常識がいかなる判断を示すのか、それを提示することから始めよう。用いる例は、パーフィットが『理由と人格』の中で用いた〈14歳の少女〉と〈危険な政策〉である。

〈14歳の少女〉とは次のような例である。

〈14歳の少女〉 この少女は子どもを持つことを決意した。彼女は大変若いから、その子どもには人生の悪いスタートをきらせることになる。このことはこの子供の生涯を通じて悪い結果をもたらすだろうが、彼の生は生きるに値するものだろうと予言できる。もしこの少女があと数年待てば、彼女は別の子供を持つだろう。彼女はこの子供に人生のもっとよいスタートをきらせるだろう。(Parfit [1984:358=1998:489])

一方、〈危険な政策〉とは次のような例である。

〈危険な政策〉 われわれは共同体として、二つのエネルギー政策のいずれかを選ばなければならない。両方とも少なくとも3世紀の

間は完全に安全だが、片方は遠い未来においてある危険を有する。この政策は、これから数世紀の間地震の危険のない地域に核廃棄物を埋めることを含んでいる。しかしこの廃棄物は数千年間放射能を持ち続けるから、遠い未来には危険がある。われわれがこの〈危険な政策〉を選ぶ方が、次の1世紀間の生活水準が少々高いだろう。われわれはこの政策を選び、何世紀も後に破局が起こる。地表の地質の地質学的変化のために、地震が放射線を発散させ、何千人もの人々を殺す。彼らはこの破局によって死ぬのだが、もし生きていれば、生きるに値する生を持ったことだろう。われわれは、この放射線が影響を与えるのはまだ受胎されていない人々だけであって、その影響は40歳のときに不治の病で死なせるというものであると想定できる。この病気は、患者を殺すまでは何ら影響をもたらさない。(Parfit [1984:371-372=1998:507-508])

例えばこのふたつのケースを念頭においたときに、われわれの常識はいかなる判断を下すのだろうか。それは、次のようなものであるに違いない。

14歳の少女は自分で決意したのだから子供を持つべきだろうか、それとも子供を持つのを待つべきだろうか。われわれの常識は、子供を持つのを待つべきである、と判断するだろう。なぜならば、たとえ少女が自分で決意したとしても、その決定はその少女だけの問題ではなく、生まれてくる子供の問題でもあるからである。今子供を持てば、彼は人生の悪いスタートをきることになるが、もし子供を持つのを待ってその後子供を持つのなら、少女は彼に人生のもっとよいスタートを切らせることができる。

〈危険な政策〉についてもわれわれの常識は

同様の判断を示すだろう。われわれは共同体として危険な政策を選ぶべきではない。なぜならば、危険な政策を選べば数千人の人々が将来死ぬことになるが、その代わりに安全な政策を選んだならば、そのような危険はなく将来の人々が安全に暮らせるからである。

〈14歳の少女〉のケースについては、子供を持つのを待つべきである。〈危険な政策〉のケースについては、安全な政策を採るべきである。これがわれわれの常識がもっとも示しそうな判断である。

### 3 非同一性問題

しかし、われわれがこのような常識的な判断を下している一方で、より論理的に議論を展開してみると、〈14歳の少女〉と〈危険な政策〉の両方のケースにおいて、どちらの選択肢をとったとしても子供や未来世代にとって一層悪い結果ではないという、常識とは異なる結論が導き出される。なぜなら、行為選択や政策選択によって、パーフィットらによって議論されている「非同一性問題 (Non-Identity Problem)」が生じるからである。では、非同一性問題とはどのような問題なのか。

パーフィットは次のように述べている。

われわれが二つの社会的あるいは経済的政策のいずれかを選択するところであるとしてみよう。そしてこの二つの政策のいずれかの方が、生活水準が次の1世紀において少し高いとしてみよう。この結果は別の結果を含んでいる。いずれの政策をわれわれが選ぶにせよ遠い未来に存在する人々は同一である、ということはない。(中略) われわれの二つの政策間の選択は将来の受胎のタイミングに

影響するから、将来生まれてくる人々の中には、われわれが二つの政策の片方を選んだおかげで存在する人がいるだろう。もしわれわれが別の政策を選んだならば、これらの特定の人々は決して存在しなかつただろう。またわれわれの選択のおかげで存在する、将来生まれてくる人々の割合は、池の中のさぎ波のように、次第に広がっていくだろう。(Parfit [1984:361=1998:493-494])

定式化すれば、「非同一性問題」とは、「ある時点  $t$  において選択肢  $A$ 、 $B$  を選んだ結果、 $t + 1$  以降に存在する可能性のある人々の集合を未来世代  $A$ 、 $B$  とするならば、一般に、選択肢  $A \neq$  選択肢  $B$  ならば、未来世代  $A \neq$  未来世代  $B$  である」、という問題である<sup>4</sup>。

政策選択だけでなく、また〈14歳の少女〉の例に限らず、個人が行なうその他の行為選択の場合でも非同一性問題は生じうる。したがって、原理的にはすべての行為がこの問題に巻き込まれていることになるが、未来に誰が存在するのかに決定的に影響を与えるような選択の場合には、行為選択であれ政策選択であれ、非同一性問題が生じることにより意識的になる必要がある。逆に、パーフィットも述べているように、その行為の特定の影響がどうなるか予測できないような些細な行為の場合には、これらの行為の影響を道徳的には無視することができる (Parfit [1984:356=1998:486])。

では、非同一性問題が生じると、なぜどちらの選択肢をとったとしても一層悪い結果ではない、という常識とは異なる結論が導き出されるのだろうか。それは、非同一性問題によって、「その人にとって悪い結果ではないという議論 (No Worse off Argument)」が成立するからである。

非同一性問題はある選択において選択肢Aと選択肢Bをとった場合では、将来存在することになる人々の集合が異なることを示している。それゆえ、14歳の少女が今子供を持ったとしても、それはその子供にとって一層悪いことではない。なぜなら、その子供は14歳の少女が子供を持つのを待ったとしたら存在しないからである。同様に、危険な政策をとったとしても、それは結果として生じるその未来世代にとって一層悪いことではない。なぜなら、その未来世代は安全な政策がとられていたとしたら存在しないからである。

定式化すれば、「その人にとって悪い結果ではないという議論」とは、「ある時点tにおいて行為者Xが選択肢Aを選んだことが未来世代Aに悪い結果をもたらすこともないし、その未来世代Aにとって悪い結果であることを理由に選択肢Aを選択することに反論することもできない。なぜならば、選択肢Bを選んだ場合には未来世代Aは存在せず、選択肢Aを選んだ結果として未来世代Aが一層悪い状況に陥ったわけではないからである」、という議論である。

このように、非同一性問題とそれがもたらす「その人にとって悪い結果ではないという議論」は明らかにわれわれの常識とは異なった判断を下している。だとしたら、われわれは「その人にとって悪い結果ではないという議論」を受け入れて、われわれの常識的な判断を改訂して、〈14歳の少女〉のケースでは子供を持つのを待つべきであるとは言えない、〈危険な政策〉のケースでは安全な政策をとるべきであるとは言えない、そして、リサイクル運動や環境保護政策をとるべきであるとは言えない、と言うべきなのだろうか。私もパーフィットも多くの論者も、そしておそらく多くの読者も、それでも子供を持つのを待つべきだし、安全な政策をとる

べきだと考えるだろう（われわれが取るべきだと思っているこれらの選択肢によって生じる未来を便宜的に「より良い未来」と呼んでおこう）。しかし、ある未来世代にとって良いか悪いかという基準では「より良い未来」を選ぶというわれわれの常識的な判断に理由を与えることはできない。ではその理由は何によって与えられるのだろうか。

#### 4 未来世代の権利による解決の不可能性

その理由の候補として次に考えるべきものは、ある未来が生じたときに未来世代の権利が侵害されていると言えるのなら、そうした未来とは別の「より良い未来」、この場合なら権利が侵害されていないような別の未来を選択する理由を現在世代に与えるのではないかと、という方針である。パーフィットはこのように議論を立てて、結果としてその可能性を棄却している。では、どのような論理でそれを棄却したのだろうか。パーフィットは〈14歳の少女〉の例でそれを説明しているので、本稿もそれにしたがって議論を確認していくことにしたい（Parfit [1984:364-366=1998:497-500] <sup>5</sup>）。

〈14歳の少女〉のケースについて、権利の言葉で彼女の選択に反論するとしたら、われわれはおそらく次のように言うだろう。「彼女はその子供の、人生におけるよいスタートへの権利を侵害している」。しかし、パーフィットは、これは反論になっていない、と考えている。なぜならば、たとえこの子供がこの権利を持っているとしても、少女が成熟した女性となるときにはこの子供を持つことはできないのだから、この子供の権利を満たすことはできないからである。ある人の権利が満たされていないとして

も、権利が満たされるような状態をその人にもたらすこと自体が不可能なのである。したがって、権利の侵害を訴えることはできない。

しかしこれに対してはさらに、「ある人が持つことになる権利が実現不可能なものだということをおれわれが知っているならば、この人物を存在させることは不正である」という反論があがるだろうことをパーフィットはすでに予想しており、それに対して再反論を試みている。パーフィットによればこの反論が成立しないのは、たとえよいスタートを切れなかったとしても、子供は生きていて自体は喜ぶだろうから、よいスタートへの権利を放棄して、母親が不正に行動したということを否定するからである。

本稿は権利による訴えかけが「より良い未来」を選択する上で十分な理由を与えないことについてはパーフィットに同意するが、パーフィットのこの応答は論証の最後のステップが欠けており、不十分であると考えられる。

まず、問題になっている正／不正を、実現不可能な権利を持たせたことの正／不正と、存在させたことの正／不正に分けて考えることができる。ひとつ注意すべきことは、先ほどは実現不可能であるがゆえに権利の侵害が成立しないという論証であったが、ここで考えていることはそのような実現不可能な権利を持たせたことの正／不正である。さて、パーフィットは存在させたことを不正に思わないことから実現不可能な権利を持たせたことも不正ではなく、むしろ「よいスタートへの権利」を放棄すると考えているが、前者から後者はストレートには出てこない。なぜなら、存在させたことは不正だとは思わないが、実現不可能な権利を持たせたことは不正だと考えるケースがあるからである<sup>6</sup>。

このケースはパーフィットに即して言うなら

ば、生きていてには満足しているが「よいスタートへの権利」を放棄しない場合に相当する。パーフィットは別のケース、先天的で遺伝性の病気をもつジェインが子供を持つかどうか考える〈ジェインの選択〉のケースでは、子供が権利を放棄しないのならば、権利への訴えかけが選択に対するいくらかの反論を提供するかもしれないと指摘しており、〈14歳の少女〉のケースの場合にも権利を放棄しない可能性を考慮することができる。パーフィットの論証に欠けているのは、権利を放棄しない場合になぜいくらかの反論しか与えることができないのか、逆に言えば、「より良い未来」を選択する十分な理由を与えることができないのか、その最後の説明である。

では、「よいスタートへの権利」を放棄せず、そうした実現不可能な権利を持たせたことは不正であると考えられる場合にも、「より良い未来」を選択する十分な理由を与えることができないのはなぜか。それは、「よいスタートへの権利」という実現不可能な権利を持たせたことはたしかに不正だが、生きていてを否定するほどの不正ではないからである<sup>7</sup>。生きていてを否定するほどではないのであれば、たとえ実現不可能な権利を持たせたことが不正であっても、他の未来を選ぶだけの十分な理由を与えることはできない。

そして、なぜ十分な理由を与えることができないのかをより説得的に示しているのが佐藤[2000]である。佐藤は世代間倫理の実践的な帰結のひとつである人口抑制を例に挙げて議論を展開している<sup>8</sup>。

次のような状況を考えてみよう：地球環境問題の大きなネックは人口増加である（これはほとんどの立場の人間が一致できる数少ない点

だろう)。だから、何らかの人口抑制が必要である。けれども、人口抑制とは何か。それは抑制なしではうまれたはずの人間をうまれなくすることだ。この抑制された分の人間集団を「未来世代A」、それ以外の未来において生じるだろう人間集団を「未来世代B」とよぼう。人口抑制とは、一言でいえば、現在世代が未来世代Bのために未来世代Aを「抹殺（ジェノサイド）」することにほかならない。

世代間倫理は未来世代Bのために現在の世代が欲望をおさえるべきだとする。だが、その際、未来世代Aの人権問題は一体どこにいつているのだろうか。未来世代Aと未来世代Bの間に一体どれだけの優先順位のちがいがあのだろうか。（佐藤 [2000]）<sup>9</sup>

佐藤の議論の真意を汲み取るためにはいくつかの変更を加える必要がある。

まず、人口抑制の説明の仕方がやや不正確である。非同一性問題は別々の未来に別々の人々が生じることを示しているので、「抹殺」されないで、人口を抑制された未来と抑制されない未来の中にもともに存在すると想定されている「未来世代B」は、実際には同じ人数の別々の人々から構成される集団である。それゆえ、抑制された分の人間集団の「未来世代A」だけではなく、抑制されない未来に存在するであろう「未来世代B1」も「抹殺」の対象になり、残されるのは「未来世代B2」である。

次に、未来世代の権利は、結果的に生じた未来世代が行使してはじめて実現するものだと考えることができるので、現段階で未来世代Bのために未来世代Aを消したとしても、それがすぐさま未来世代Aに対する人権侵害になるわけでも、未来世代Aを「抹殺」することになるわけではない。

こうした変更を加えて、本稿に即して佐藤の真意を汲み取ってみよう<sup>10</sup>。われわれがもし「人生におけるよいスタートへの権利」が実現不可能であり、そうした実現不可能な権利を持たせることが不正だと考えて、未来世代A+B1を否定して未来世代B2を選択するのならば、われわれは何をしていることになるのだろうか。それは、未来世代A+B1も生きていることそれ自体を否定しないだろうと考えられるにも拘わらず、どちらの未来世代が成立するとしても持つはずであった「生きる権利」を未来世代A+B1に対してではなく未来世代B2に優先して与えることに他ならない。

未来世代の権利で問題を解決することができない本質的な理由はここにある。未来世代A+B1を選んでも未来世代B2を選んでもより根底的な「生きる権利」は満たされる以上その点について未来世代A+B1と未来世代B2に本質的な違いはない。それゆえ、たとえ「よいスタートへの権利」という実現不可能な権利をもたらすことが不正であって、それが選択に対していくらかの反論を与えるとしても、どちらの未来世代に「生きる権利」を与えるべきかについてまで十分な理由を与えることができないのである。

## 5 パーフィットの戦略

さて、ここまでの議論によって、「より良い未来」を選択する理由は、ある未来世代にとって良いか悪いかという基準によっても、ある未来世代の権利が侵害されているかいないかという基準によっても十分に与えられないことが示された。おそらくそれでもなお、われわれは「より良い未来」を選択すべきだ、と考へつづけるだろう。

そして、パーフィットもそう考えた。では、パーフィットは「より良い未来」を選ぶことによつた理由を与えようとしたのだろうか。〈14歳の少女〉のケースに戻って考えてみよう。おそらくわれわれは14歳の少女に次のように反論するだろう (Parfit [1984:359-361=1998:490-493])。

(A) この少女の決定への反論は、それがおそらく彼女の子供にとって悪いだろうからというものである。もし彼女が待つならば、彼女は子供に人生のよりよいスタートを与えるだろう。(Parfit [1984:359=1998:490])

しかし、パーフィットによれば、この主張は真実だけれども少女への反論を説明していない。なぜならば、少女が子供を持った後には、「彼女の子供」は、今やこの特定の子供に当然言及しているからである。「その人にとって悪い結果ではないという議論」でみたように、少女の決定はこの子供にとっては悪くなかったのである。主張(A)においては、「彼女の子供」という言葉でこの子供のことを言っているのではない。むしろ、それは彼女が成熟してから持ちえた、いかなる子供にもすることができたはずのことのゆえに(A)のような主張をするのである。それゆえ、(A)は、およそ生きている特定の人々のうちの誰かにとっての善悪にかかわるものではない。では、(A)はどのような理由に訴えかけていることになるのだろうか。パーフィットによれば、それは次のようなものである。

〈同じ人数の質の主張〉あるいはQ：二つの結果のいずれかにおいて同じ人数の人々が生きている場合、〔別の結果において〕生き

ていたであろう人々よりも〔現実の結果において〕生きている人々の暮らし向きが悪いならば、あるいは生活の質が低いならば、その方が悪い。(Parfit [1984:360=1998:491-492])

ある選択によって生じる二つの結果のいずれにおいても同じ人数の人々が存在する場合には、生の質が高い方が良い、という判断である。パーフィットによれば、これが〈14歳の少女〉に対する反論である。しかし、〈危険な政策〉の場合には(厳密に言うと、二人以上の子供が生まれる可能性があるので〈14歳の少女〉の場合でも)、政策選択によって生じる二つの結果のいずれにおいても同じ人数の人々が存在するとは限らない。「危険な政策」を選択した場合には、寿命が縮まることによって「安全な政策」を選択した場合よりも少ない人数の人々が存在するようになるかと考えるのが妥当だろう。

それゆえ、パーフィットはこの後の議論で、Qを含み、別々の結果において異なる人数の人々が存在するケースをカバーするようなものと広い原理(パーフィットはそれを理論Xと呼ぶ)がどのようなものであるのか、それを探究することを「より良い未来」を選択する理由を探究する戦略としている<sup>11</sup>。

パーフィットはこの後三つの章を割いてこの理論Xの探究を続けているが、本稿はそれをここで議論するつもりはない<sup>12</sup>。むしろ、本稿が議論したいのは、パーフィットの戦略によって発見される理論Xが「より良い未来」を選択する理由として成立する、その条件についてである。

## 6 社会的な価値による解決の不可能性

パーフィットは理論Xを探し出しそれを「よ



り良い未来」を選択する理由とすることによって、いったい何をしていることになるのか。すでにパーフィットは「より良い未来」を選択する理由は、ある未来世代にとって良いか悪いかという基準によっても、ある未来世代の権利が侵害されるかどうかによっても与えられないことを認めている。したがって、Q、またはそれを含みこむ理論Xは、ある未来世代に依拠した議論ではありえない。では、いったい何に依拠しようとしているのか。それは、ある選択の別々の結果において同じ人数の未来世代が生じる場合には「生の質 (Q)」に、異なる人数の未来世代が生じる場合には「生の質とその全体量の最適解 (理論X)」に依拠することである<sup>13</sup>。そしてそれは、個々の未来世代にとって良いか悪いかではない以上、個々の未来世代を超えたある種の社会の望ましきという社会的な価値に「より良い未来」を選択する理由を求めていると考えざるをえない。

しかし、「生の質とその全体量の最適解が良い」という社会的な価値を個々の未来世代を超えた社会的な価値だと捉えて、それによって未来世代Bではなく未来世代Aを選ぶのならば、当然その社会的な価値自体が未来世代Aにも未来世代Bにも共有されるものでなければならない。なぜならば、もし共有されていないとしたら、未来世代Aがもっている社会的な価値から見た場合には未来世代Aの方が、未来世代Bがもっている社会的な価値から見た場合には未来世代Bの方がよい、といったことが起こりうるからである。個々の未来世代を超えた社会的な価値なのだと考えておきながら、もしそれが共有されえないものだとしたら、われわれは相手の一方にとって都合のいい基準によってどちらの未来世代をとるのか決めてしまうことになる。それゆえ、個々の未来世代を超えたある種

の社会の望ましきという社会的な価値によって未来世代Aを未来世代Bよりも優先する理由が与えられるとしたら、それは未来世代Aも未来世代Bもその価値を共有できる場合だけである。パーフィットの場合には、「生の質とその全体量の最適解が良い」という価値を、未来世代Aも未来世代Bも共有してはなくてはならない。

しかし、そう考えた場合には、未来世代の権利がどちらの未来世代にも優先権を与えられなかったのと同様の論理によって、社会的な価値による選択の理由づけが不可能になる。なぜならば、すべての未来世代の間であるひとつの社会的な価値が共有されている、とは必ずしも言えないからである。細かく検討してみよう。

パーフィットは「暮らし向き」や「生の質」といった概念を用いることについて次のように説明をしている。

「暮らし向きがより悪い (worse off)」は、誰かの幸福 (happiness) のレベルに言及しているとも、あるいはもっと狭く、生活水準 (standard of living) に言及しているとも、あるいはもっと広く、生の質 (the quality of life) に言及しているともとれる。最後のものが一番広いから、私は「生の質」というフレーズをしばしば用いることにする。(Parfit [1984:357-358=1998:488]、訳文は適宜改変)

パーフィットは「生の質」という概念をかなり広い意味で使っており、しかもこれ以上の説明を与えていないので、「生の質」が何を意味するのかについていくつかの解釈が成立するだろう。それゆえ、ここでは可能なふたつの解釈に分けてそれぞれについて考えてみる必要がある。ひとつは「生の質」は判断基準になりうるいくつかの価値のひとつであるという解釈、も

うひとつは「生の質」はそうしたいくつかの価値をすべて包含する一階上にあるメタ価値であるという解釈である。

前者の場合には、「生の質」はいくつかある価値のうちのひとつである。可能なすべての未来世代がこの「生の質」を判断基準に用いるのならパーフィットの議論に問題はない。しかし、「生の質」ではない価値を判断基準として採用する未来世代を考えることもできる。例えば、「生きるにかつかつの貧しい生活をしていても、豊かな自然が残っている方が良い」という別の社会的な価値を優先するような未来世代がいるかもしれないし、「神に従う方が良い」という未来世代がいるかもしれない。そのような判断をする未来世代がいるとしたら、彼らは「生の質とその全体量」とは別の社会的な価値を判断の基準にしていることになる。その場合には当然、すべての未来世代があるひとつの社会的な価値を共有しているとは言えなくなる。

したがって、すべての未来世代が「生の質」を判断基準に用いると仮定するのならば、後者の解釈、すなわち、「生の質」はあらゆる価値を包含するメタ価値であるという解釈をとらざるをえない。例えば、「豊かな自然が残っている方が良い」という価値を基準に社会を評価する未来世代がいたとしても、「生きるにかつかつでも、豊かな自然が残っているのなら質の高い生である」と、逆に「食べるに困らなくても、ほとんど自然が残されていないのなら質の低い生である」と「生の質」の言葉で判断を再解釈することができる。しかし、「食べるに困らない生活を送っている」社会と、「豊かな自然が残っている」社会と、「神に従った生活を送っている」社会のいずれの社会が「生の質が高い」社会なのだろうか。パーフィットは、比較は厳密なものではなく、おおざっぱなもの、あ

るいは部分的なものだと言っているが、「豊かな自然が残っている」社会と「神に従った生活を送っている」社会の間ではそういった部分的な比較可能性すら成り立たない。比較ができるのは、自然が残っている社会と残っていない社会とどちらが生の質が高いか、というサブクラスの価値、この場合には「自然が残っているか否か」で解釈することができる社会の間だけである。それゆえ、社会間比較をするためにはそのサブクラスの価値で再解釈する必要がある以上、社会間比較にとってメタ価値である「生の質」は冗長な概念でしかない。したがって、「生の質」を基準にして社会間比較をするためには前者の解釈しかとれず、結局やはりすべての未来世代があるひとつの社会的な価値を共有しているとは言えないのである。

パーフィットは生の質という単一の基準によってすべての社会を評価することができると考えているが、それはパーフィットがその他の価値の存在をあらかじめ排除しているからである。これは「効用」にかなりの比重をかける功利主義的な議論に特有の困難でもある。功利主義的な議論はある選択の帰結を評価するにあたって、「効用」を度外視した価値や当事者が目的として善いものと評価するもの、例えば「自然の豊かさ」や「神に従った生活」のような価値をあらかじめ無視してしまう。パーフィットが世代間倫理を議論しながら、環境倫理にまで至りきれない原因の一端がここにある。

まとめよう。未来世代の権利の場合には、どの未来世代も権利の尊重という社会的な価値を共有していると想定した上で、どちらの選択肢をとってもより根底的な「生きる権利」が満たされるがゆえに、未来世代Aを未来世代Bよりも優先する理由を与えることができなかつた。しかし、それを避けるために個々の未来世代を

超えた別の社会的な価値の共有に選択の理由を求めたとしても、今度はどの社会的な価値がより良い社会的な価値なのかという一段高次の価値の次元において、価値の葛藤が生じてしまうのである<sup>14</sup>。いずれの社会的な価値がより適切な判断基準なのかわれわれには決められない以上、個々の未来世代を超えた社会的な価値として、未来世代Aの社会的な価値を未来世代Bの社会的な価値よりも優先する理由を与えることはできない。したがって、パーフィットのように、個々の未来世代を超えたある種の社会の望ましさという社会的な価値に「より良い未来」を選択する理由を探そうとしても、そのような戦略は隘路にはまり込んでしまうことになる。

## 7 事後承認による解決不可能性の無化

社会的な価値は価値の葛藤を招いてしまうがゆえに、個々の未来世代を超えることはできない。それでもなお、社会的な価値に「より良い未来」を選択する理由を求め続けるとしたら、未来世代Aにも未来世代Bにも共有されるものでなければならないというこれまでの「強い条件」を放棄して、未来世代Aか未来世代Bのどちらか結果的に存在した方が現在世代とその社会的な価値を共有しているという、個々の未来世代に再度定位した「より弱い条件」に訴えるしかない。

これはこれまでの理由づけとは根本的に性質が異なる理由づけである。なぜなら、価値葛藤が生じることを理由に、選択の時点で「より良い未来」の選択に十分な理由を与えられないことを認めた上で、それを放棄し、未来世代が結果的に存在した時点で遡及的に過去の選択に理由を与えることになるからである。この事後的な理由づけは、次のような事後承認のメカニズ

ムによってなされる。

ある未来世代（未来世代Aでも未来世代Bでも構わないが、便宜的に未来世代Aであると想定し、結果的に存在したことを示すために「未来世代A+」と表記する）が結果的に存在するようになったと想定しよう。もし彼らがわれわれ現在世代と同じある社会的な価値を共有していて、われわれの選択がその価値を満たすような選択であったとしたら、彼らはわれわれ現在世代の選択は正しいものであったのだと評価するだろう。例えば、地球環境問題の場合には、「豊かな自然が残っている方が良い」という社会的な価値を現在世代と未来世代A+が共有していて、現在世代が豊かな自然を残していたとしたら、彼らは現在世代は正しいことをしたのだと評価してくれるだろう。逆に、豊かな自然を残していなかったら、未来世代の権利の時に実現不可能な権利を持たせたことが不正であったのと同様に、たとえ未来世代A+が自分たちが生きていることを後悔しないとしても、現在世代は未来世代A+に対して正しくないことをしたのだと評価される。このように未来世代A+が生きていることに後悔しないだけでなく、現在世代の選択が正しいものをもたらしたのだと事後的に承認するのなら、われわれはその社会的な価値によって未来世代Bよりも未来世代A+を優先したことに「より弱い条件」のもとで遡及的に理由を与えることができる。

このような事後承認が「より弱い条件」のもとで未来世代A+を未来世代Bより優先することに事後的かつ遡及的に理由を与えることができるのは、われわれが次のような信念を持っているからにほかならない。すなわち、未来の世界に誰が存在するのかは現在の時点ではまだ決まっていなくても、過去の世界や現在の世界に存在するのは誰であるのかすでに決まっ

いる。それゆえ、例えば、たしかに21世紀の時点では22世紀に誰が存在するのかまだ決まっていなくても、少なくとも22世紀になればそれが誰であったのか確定することができる。そして、22世紀になれば、われわれが他の選択肢を選ぶことによって生じたであろう未来世代Bは、存在する可能性がある人間としての道徳的な配慮を求める力を失ってしまうのである。

未来世代A+が結果的に存在するある未来の世界の中では、未来世代Bはもうすでに道徳的な配慮を求める力を欠いた架空の人物たちにすぎなくなる。だから、未来世代A+にとって、われわれが未来世代A+と共有しているある社会的な価値のもとで「より良い未来」を選択したのならば、架空の人物たち（未来世代B）を消したということをもってわれわれを責めることなど何ら意味をなさず、つまりわれわれは良い選択をしたのだ、ということになる。存在しえたかもしれない未来世代Bへの責任は事後的に無化されるのである。

選択の時点では、未来世代Aと未来世代Bのどちらを選択すべきか十分に理由づけることはできない。その時点ではどちらの世代が実際に存在するようになる未来世代か決まっていないのだから、どちらを選んだとしても、選択の時点では選ばなかった未来世代に対しては不正をなしていることになる。しかし、可能な未来世代が無数に存在し、その数だけ社会的な価値を考慮することができる以上、それはおそらく避けられないことである。未来世代Bへの責任が事後的に無化され、未来世代A+によって現在世代の選択が正しいものであったと遡及的に判断されるときになって初めて、理由づけが完成するのである。

もちろん、ある社会的な価値を共有してい

もそれに照らして「より良い未来」が残されていない場合や、そもそもそのような社会的な価値を未来世代A+が共有していない場合には、われわれの選択は、われわれにとってのものでしかない社会的な価値によって選択の理由を与えて、本当はもっとよかったかもしれない未来世代Bを消してしまったことになる。しかし、その場合でも、もはや未来世代Bは道徳的な配慮を求める力を欠いた架空の人物たちでしかない。未来世代Bが道徳的な配慮を求める力をもっているのは、未来世代Aと未来世代Bが同じ位置をしめている、あの選択の場においてだけである。

まとめよう。個々の未来世代に再度定位した「より弱い条件」によって選択に事後的な理由づけを与えることができるのは、現在世代がある社会的な価値をもって未来の世界を選択して、結果的に生じた未来世代A+が現在世代と同じ社会的な価値を共有し、彼ら自身を生じさせた現在世代の選択をその社会的な価値のもとで正しいものとして事後的かつ遡及的に承認する場合だけである。成功した場合にだけ、理由は与えられる。

われわれが〈14歳の少女〉のケースでは子供を持つのを待つべきであると、〈危険な政策〉のケースでは安全な政策をとるべきであると、そして地球環境問題の場合には豊かな自然が残っている方がよいと常識的な判断で考えているのも、そのような社会的な価値を背景にした選択の方が、「より弱い条件」のもとで事後的に正しいものとして承認される確率が高いと考えているからである。

そして、未来世代の権利を尊重することが世代間倫理なのだと一般的に考えられているのも、この事後承認のメカニズムがあるからにほかならない。権利が守られるような未来が生じるの

ならば、権利が守られなかった未来が生じなかったこと、そしてそのような未来の世界に住むはずだった未来世代Bへの責任は事後的に無化されるのである<sup>15</sup>。

## 8 「世代間倫理」とは何か

佐藤 [2000] は世代間倫理を論じた部分で次のような結論を導き出している。

未来世代Aと未来世代Bの間には、その意味での〔生き生きと想像できるという意味での〕実在性の差はありえない。もし差を感じるとすれば、それは未来世代Aのことを無意識に考えないようにしているからであろう。  
(中略)

救命ボート倫理が〔宇宙船倫理よりも〕すぐれて倫理的たりうるのは、この点〔現在世代が未来世代を選んでいるということ〕を自覚せざるをえない形になっているからである。(中略)「未来世代」なるものを私たちが恣意的に決めている以上、それは実際には私たちが私たち自身に課している義務でしかないのだ。世代間倫理にしても、「私たちは未来世代に責務があるかどうか」だけではなく、「私たちは『未来世代』としてどんな人間たちを選ぶか」を問うていかなければならない。  
(佐藤 [2000]、〔 〕部池田)

存在すべき未来世代を、つまり未来世代Aと未来世代Bのどちらが存在すべきかを私たちが選んでいるとしても、それが恣意的なものではないとは本稿は考えない。少なくとも単なる恣意的なものではない。

われわれが語っている限りでの「世代間倫理」は、過去と未来の確定度合いの違いを利用

して、権利の葛藤や価値の葛藤によって生じる解決不可能性を事後的に無化しながら、現在世代と結果的に生じる未来世代A+との間で共有されるある社会的な価値に照らして「より良い未来」をもたらそうとする試みである<sup>16</sup>。世代間倫理が私たち自身に課している義務でしかないにも拘わらず、未来世代に向けて課している義務でもある理由はここにある。

「未来世代」としてどんな人間を選ぶのかをわれわれが今問わなくてはならない理由もここにある。選ばれなかった未来世代Bは事後的に無化されてしまうのだから、存在する可能性がある今選ばなくてはならないのである。いたことを忘れる前に、いたことを忘れたことが消え去る前に、われわれは自らに問わなくてはならない。どのような社会的な価値を、どのような環境を、そしてどのような人間を選ぶのかを。

そして、この自問自答によって「より良い未来」が生み出されるかどうか、それは選ばれる社会的な価値が現在から未来に存在する人間たちにとってどれぐらい深いものなのかにかかっている。1000年後にでも共有されるような深く染み付いた価値ならばわれわれの試みが成功する確率は高くなるし、逆に100年も経てば消えうせてしまうような浅いものでしかないならば、世代間倫理は単なる戯れに過ぎない。

どのような価値がそのような深さをもつのか、それはこれから探してみるほかない。

### 注

- (1) 未来世代の問題を部分的に触れたものとして、大澤 [1991]、数土 [2001] がある。特に、大澤 [1991] のVII章、数土 [2001] の第1章、参照。
- (2) 社会学以外では、特筆すべき論文として小林 [1999] がある。小林は、人類の計画的滅亡が計

- 画的存続に比べて個人の自由と尊厳とに調和し、人道的でありうると論じる。
- (3) 他にこの問題を論じた論文として、Adams [1972]、Schwartz [1978]、Kavka [1982]、Woodward [1986] がある。
- (4) この定義は鈴木・蓼沼 [2000] による。ただし、鈴木・蓼沼 [2000] の場合には、選択時点  $t$  を複数化することで、過去を幹とし未来を枝とするようなツリー構造をとるように複雑化されている。本稿の定義はそれを分かりやすく、より単純化したものである。
- (5) 念のため付記しておく、同様の論理が〈危険な政策〉のケースでも成立する。
- (6) 存在させたことが不正ではないのなら、実現不可能な権利を持たせたことも自動的に不正ではなくなるという考え方をとることもできるが、そう考えるのなら、存在させたことが不正ではない限りどのような環境を子供にもたらしても不正ではないことになる。この結論は常識的に考えて受け入れられないので、存在させたことの正／不正と実現不可能な権利を持たせたことの正／不正を分けて考える方が妥当である。
- (7) 念のため付記しておく、これは「生きていることを否定しないから、実現不可能な権利を持たせることも不正ではない」という考え方とは別物である。
- (8) 佐藤 [2000] の目的は、一見すると反発しあうように見える、環境問題に対する二つの解決、市場メカニズムに志向した市場的解決と未来世代や他の生物種への責任を説く倫理的解決が、ともに主体の画定問題を含む形で鏡像的な関係にあると示すことにある。
- (9) 佐藤と本稿では未来世代 A と未来世代 B が逆に
- なっている、注意が必要である。
- (10) もちろんこの他の解釈の可能性を否定するものではない。あくまでも本稿に即した限りでの解釈である。
- (11) 理論 X (およびそれに含まれる Q) は「修正された功利主義」である。Parfit [1984:364-366=1998:497-500] 参照。
- (12) パーフィットはその後いくつかの消極的な進展を遂げるが、最終的に理論 X の発見には至っていない。
- (13) 当然その場合、質と量のどのようなバランスが最適なのか問題になるが、それを考察するのがパーフィットの残り三章の目的である。
- (14) 仮に、どの未来世代の間でも価値の葛藤を起さないような、つまり共有されうる社会的な価値があるとしたら、それは論理的には「神の法 (the Divine Law)」に限りなく近い。Baier [1984] は、宗教的な倫理が支配していた時代には神の法が自然を破壊しない義務を人間に課していたと指摘している。ただしその場合、自然を破壊することが悪いのは、未来世代が損害を受けるからではなく、神の法に違反するからである、とベイヤーは言う。
- (15) 池田 [2001] は、未来世代の権利と現在世代の義務の履行がねじれたシステムを形成していることを論証している。本稿はその非同一性問題に関する部分を発展させたものである。池田 [2001] は <http://www.L.u-tokyo.ac.jp/~ikedai/> にてダウンロード可能。
- (16) 「われわれが語っている限りでの」という表現が示しているとおりに、他の形の世代間倫理がありうるかもしれない。その可能性を探究することは本稿以後の課題となる。

文献

- Adams, Robert Merrihew 1979 "Existence, Self-Interest and the Problem of Evil", *Noûs* 13:53-65.
- Baier, Annette 1984 "For the Sake of Future Generations", Regan, Tom (ed.) *Earthbound : New Introductory Essays in Environmental Ethics* :214-246, Random House.
- 池田和弘 2001 「世代間倫理の(不)可能性——有限性の環境哲学——」, 東京大学大学院人文社会系研究科修士論文(文学部社会学研究室在, <http://www.L.u-tokyo.ac.jp/~ikedal/> にてダウンロード可能)。
- 岩井克人 2001 「未来世代への責任——経済学の「論理」と環境問題の「倫理」——」, 『朝日新聞』2001年8月3日夕刊, 13。
- 加藤尚武 1991 『環境倫理学のすすめ』, 丸善。
- Kavka, Gregory S. 1981 "The Paradox of Future Individuals", *Philosophy and Public Affairs* 11-2:93-112.
- 小林和之 1999 「未来は値するか——滅亡へのストラテジー——」, 井上達夫・嶋津格・松浦好治(編)『法の臨界 III 法実践への提言』:3-23, 東京大学出版会。
- 大澤真幸 1991 『資本主義のパラドックス——楕円幻想——』, 新曜社。
- Parfit, Derek 1984 *Reasons and Persons*, Oxford University Press. =1998 森村進訳, 『理由と人格——非人格性の倫理へ——』, 勁草書房。
- 佐藤俊樹 1995 「環境をめぐる公共的決定の論理——市場的解決と環境倫理はどちらが「正しい」のか?——」, 森際康友(編)『環境保全が可能な公共的決定システムの研究』:7-20, 平成6年度科学研究費補助金・総合研究(A)研究成果報告書 課題番号 05301109 研究代表者森際康友。
- 佐藤俊樹 2000 「市場と倫理の円環——環境問題を「解く」——」(MS.)。
- Schwartz, Thomas 1978 "Obligations to Posterity", Sikora, R. I.; Barry, Brian (eds.) *Obligations to Future Generations* :3-13, White Horse Press.
- 数土直紀 2001 『理解できない他者と理解されない自己——寛容の社会理論——』, 勁草書房。
- 鈴木興太郎・蓼沼宏一 2000 「地球温暖化抑制政策の規範的基礎」, 清野一治・新保一成編『地球環境保護への制度設計(仮題)』, 東京大学出版会(近刊)。(http://www.ier.hit-u.ac.jp/pie/Japanese/discussionpaper/dp2000/dp1/index.html, 2003.3.8)
- Woodward, James 1986 "The Non-Identity Problem", *Ethics* 96-4:804-831.

※本論文は文部科学省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(いけだ かずひろ、東京大学大学院、ikedal@L.u-tokyo.ac.jp)

# **The Ethics of Future Generations and Non-Identity Problem**

The impossibility of the solution and its elimination by an ex post facto approval

*IKEDA, Kazuhiro*

University of Tokyo

iked@L.u-tokyo.ac.jp

What logical structure does the ethics of future generations take? It is the "Non-Identity Problem" argued by D. Parfit to have investigated it thoroughly. This paper, first, explains what trouble this problem gives to our commonsense, and second, interprets the solution to it posed by Parfit, finally, argues about the conditions it needs.

By this paper's interpretation, Parfit makes a social value to the reason for choosing better future. It is a "Best mix of quality of life and its quantity". But, this solution needs a condition that present generation and all future generations share that social value. The condition, however, cannot be fulfilled, and the solution of the problem becomes impossible again, because of bringing the value conflicts between future generations.

To avoid it, we need to change "all" into "the realized as a result". If the realized future generation as a result approves our selection ex post facto, we will be given a reason to select that future retroactively. And simultaneously, the impossibility of the solution is eliminated.